

## 北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書の制定について

平成24年 3月30日 23北販二第1033号

### 北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書

#### 1 一般的な事項

- (1) 請負者は事業計画書の記載事項について、製品生産事業請負標準仕様書第6条に定められているほか、次の項目の補足事項について記載しなければならない。
  - ① 実行方法  
伐倒、集造材、運材等の各作業工程のほか、森林作業道予定線形（概略の線形）及び土場位置を記した図面（5千分の1）。
  - ② 保安林内作業行為協議の知事同意の内容  
請負者は、事業計画書へ保安林内作業行為協議の知事同意の内容に基づき、林班別に搬出路、土場それぞれの作業行為の内容を記載しなければならない（搬出路は面積・延長・平均行為幅とし、土場は作設数とそれぞれの面積・形状とする。）。  
なお、請負者は、入札公告時に契約締結後に保安林作業行為協議を行なうこととされている事項については、協議に必要な内容を事業計画書又は事業工程表に記載して提出するものとする。
- (2) 請負者は事業計画書の承諾を受けた後、事業に着手するときは、着手届を提出しなければならない。
- (3) 消防法に定める危険物を取り扱う場合には、消防法及び関係市町村条例に定める所定の手続きをとらなければならない。
- (4) 事業地が保安林に指定されている場合には次のとおり行わなければならない。
  - ① 保安林内作業行為協議の知事同意の内容を入札公告時に閲覧するものとする。  
ただし、入札公告時において保安林内作業行為の知事同意が得られていない場合は、契約後に保安林内作業行為の知事同意の内容を示すものとする。
  - ② 請負者は、事業地に事業計画書の林班別作業行為内容（搬出路、土場別）とそれに対する前日までの進行状況を記載した標示板等を設置しなければならない。
  - ③ 請負者は、事業完了後に、保安林内作業行為協議の知事同意の内容と実行結果を記録した書類及び図面（5千分の1）を提出しなければならない。（実行結果は林小班別に搬出路は面積・延長・平均行為幅とし、土場は作設数とそれぞれの面積・形状とする。）
  - ④ 請負者は、標準作業仕様書の「製品生産事業請負実行管理基準」の5の（1）の（c）の作業日報に搬出路、土場の概略の作設（既設の再使用を含む。）数量を記載しなければならない。
- (5) 事業地が保安林以外の場合は次のとおり行わなければならない。  
請負者は、事業完了後に実行結果を記録した書類及び図面（5千分の1）を提出しなければならない。（実行結果は林小班別に搬出路は面積・延長・平均行為幅とし、

土場は作設数とそれぞれの面積・形状とする。)

## 2 請負代金確定及び部分払の確定方法

(1) 本仕様書は約款第1条15項に基づくものである。

(2) 請負代金確定(精算)

本請負事業は概算契約であるから、その精算が必要であり、約款第1条15項に規定する請負代金の確定は次のとおり行うものとする。

① 直接費確定額

直接費確定額 = 直接費変動費単価 × 確定数量 + 直接費固定費

とし、円未満の端数を切捨てのうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。

ただし、直接変動費単価及び直接費固定費は、予定価格を構成する前記単価及び金額に開差率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

② 間接費確定額

間接費確定額 =  $\frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{官給材料取扱経費}$

とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に率を乗じて求めるものとする。

③ 消費税

消費税額 = (直接費確定額 + 間接費確定額) ×  $\frac{5}{100}$

とし、円未満の端数を切捨てるものとする。

④ 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額として請負代金確定額から部分支払額累計を控除したものを精算額とする。

(3) 部分払

約款第34条に規定する部分払の請負代金相当額算定は次のとおり行うものとする。

① 既済部分に対する部分払

指定中間検査場所における検査合格数量に対する部分払とし、その請負代金算定は次によるものとする。

$[\text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計額}} \times \text{間接費合計額}] \times \frac{105}{100} \times \frac{9}{10}$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に開差率を乗じて求めた額によるものとする。直接費単価は、当該指定中間工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

今回出来高直接費は直接費単価 × 今回検査数量とする。

② 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量(引渡し数量)に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left[ \text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計額}} \times \text{間接費合計額} \right] \times \frac{105}{100} \times \frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に開差率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

ただし、既済部分で部分払をした場合の直接費単価は指定中間工程の次工程以降生産完了工程までの単価とする。

今回出来高直接費は直接費単価×今回引渡し数量とする。

(4) 指定中間検査場所

指定中間検査場所とは設計図書に明示されている事業場所の各土場とする。

3 伐倒

(1) 請負者は、列状間伐にあつては、次回の間伐方法、作業の安全性等を念頭に伐列方向を決めるものとする。

また、請負者は、列状間伐の伐列方向について監督職員の立会いによる確認を受けなければならない。やむを得ず監督職員が立会いができない場合は、伐列幅や残幅が判る記録写真、列の方向が判る模式図を整理して監督職員に提出しなければならない。

(2) 請負者は、天然林の単木伐採にあつては、胸高部に標示札(ナンバーテープ)がある場合(根際に極印等がある場合を除く)は、胸高部の標示札(ナンバーテープ)を伐根に移記する又は伐根に木材チョーク等で表記するよう努めなければならない。

4 プロセッサ造材作業及びハーベスタ伐木造材

(1) 作業に当たっては枝払い刃及びソーチェーンの状況を確認し、材の損傷を少なくするよう努めなければならない。

(2) 材の移動範囲に他の作業員及び障害物がないことを十分確認し、運転席の正面に材を横に向けて作業するものとする。

(3) 車体を旋回させるときは、他の作業員がいないことを確認するものとする。

(4) 測尺に誤差及び誤りが生じないように適宜作業機械及び造材された材を確認するものとする。

(5) 鋸断に当たっては材の落下場所を十分確認しなければならない。

(6) 作業に伴い発生した末木及び枝条等は巻立積込に支障とならないように整理し、河川の流路等、道路及び道路の排水施設付近に放置させてはならないものとする。

5 搬出路及び土場作設

- (1) 森林作業道の作設に当たっては、別紙「森林作業道作設仕様書」によるものとする。
- (2) 森林作業道の線形計画図（線形計画図とは、踏査結果に基づき図上に表示した簡易な路線図をいう。）の作成は請負者が行なうものとする。なお、森林作業道の延長について事業計画書承認以降に変更の必要が生じる場合は、監督職員と協議するものとし、理由があると認められた場合には、事業計画書の変更を甲に提出するものとする。
- (3) 土場と林道等を結ぶ引込線の作設に当たっては、特記仕様書によるものとする。
- (4) 森林作業道を作設しない場合の雪道等の作設に当たっては、特記仕様書によるものとする。
- (5) 土場は設計図書に示されている位置を基準として作設するものとする。

## 6 採材

- (1) 採材は標準造材仕様書によるものとする。

## 7 土場巻立作業

- (1) 巻立は、検知の完了を確認してから行わなければならない。
- (2) 請負者は、監督職員に標準巻立仕様書に沿っていない疑いを指摘された場合には巻立をやり直さなければならない。
- (3) 冬期においては、重機等による排雪作業が行えるよう極の間隔を保たなければならない。

## 8 検知業務

- (1) 請負者は「素材の日本農林規格」に準拠して、別に定める「標準造材仕様書」及び(17)に基づき、検知業務を行うものとする。
- (2) 検知業務は、設計図書で指定した土場に着材した所定の素材について行うものとする。
- (3) 野帳に記載する業務を行った場合の検知野帳は、(部分)完了届に添付するものとする。
- (4) 山元土場、最終土場に搬入された素材等については、原則として搬入された当日内に検知を完了するものとする。
- (5) 請負者は、監督職員に素材の品等格付等について説明を求められた場合には、応じなければならない。

また、採材寸法に定められた長さ未満又は、長さを超える素材が発見されたときは、監督職員の指示に従わなければならない。

- (6) 検知はその方法により次のとおり分類するものとする。

- ① 形量・品質検知

素材単木毎に長級、径級及び品等格付（品等区分）を行い、これを表示することをいう。

- ② 数量検知

- ア 極検知

形量・品質検知を終了し、集積された素材（以下、単に「極」という。）を樹種、長級、径級及び品等ごとに野帳に集計し、材積を確定することをいう。

イ 層積検知

地上に巻立又は車上に積載された素材について、長さ、高さ、幅（材長）を測定し材積を確定することをいう。

ウ 本数検知

素材 1 本当たりの平均材積を求め、当該総本数により材積を確定することをいう。

③ 販売種別毎の検知の方法等

販売種別等	材種	検知の分類				表示方法			
		形量 品質	数量			寸面		測定 位置	
			極	層積	本数	チョーク	刻印		
山元販売	一般材	◎	◎			◎			
	低質材	○	○	◎		○		◎	
	特殊用途	◎	◎			◎			
販売委託	有利販売	一般材	◎	◎				◎	
		特殊用途	◎	◎				◎	
	普及宣伝	一般材	◎	◎				◎	
		特殊用途	◎	◎				◎	
	市況調査	一般材	◎	◎			◎		
		低質材	◎	◎	○		◎		
特殊用途		◎	◎			◎			
山床販売	全幹材							◎	

注 1 ◎印は、原則適用、○印は、状況により採用する。

2 山元販売には、土場活用販売委託を含む。

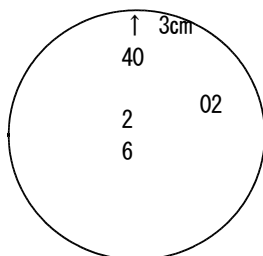
(7) 測尺には物差を用い必要に応じて測かんおよび巻尺を使用するものとする。

また、物差等は使用前に必ず監督職員の検査を受けなければならない。

(8) 素材の表示の方法は次によるものとする。

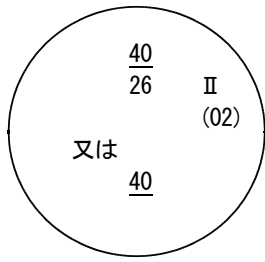
① 形量・品等検知を要する材（径級 30cm 上）

ア 委託販売のうち有利販売及び普及宣伝用素材



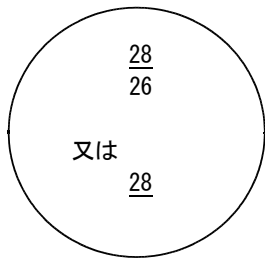
02 …… 素材品等  
 40 …… 丸太の径 40cm  
 2 …… 材  
 6 …… 長 2.6m

イ その他の素材



- II ..... 素材品等
- (02) ..... 素材品等 (寸面刻印使用の場合)
- 40 ..... 丸太の径 40cm
- 26 ..... 材長 2.6m
- 40 ..... 丸太の径 40cm (材長省略の場合)

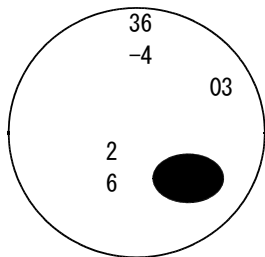
② 形量検知のみの素材 (径級 28 cm 下)



- 28 ..... 丸太の径 28cm
- 26 ..... 材長 2.6m
- 28 ..... 丸太の径 28cm (材長省略の場合)

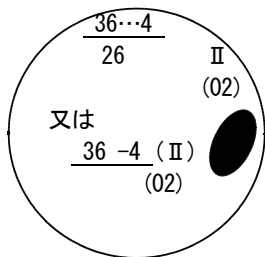
③ 空洞控除材

ア 形量・品等検知材 (径級 30 cm 上) であって、委託販売材のうち有利販売及び普及宣伝用素材



- 03 ..... 素材品等
- 36 ..... 体積控除径 36cm
- 4 ..... 減寸 4cm (丸太径 40cm)
- 26 ..... 材長 2.6m
- ..... 空洞

イ その他の素材



- II ..... 素材品等
- (02) ..... 素材品等 (寸面刻印使用の場合)
- 36 ..... 体積控除径 36cm
- 4 ..... 減寸 4cm (丸太径 40cm)
- 26 ..... 材長 2.6m
- 36 ..... 体積控除径 36cm
- ..... 空洞

(9) スギ、ヒバ、イチイ以外の針葉樹一般材については、品等の表示を省略するものとする。

また、ヒバ、イチイ、広葉樹の一般材の3等材及び低質材については、原則、表示を省略するものとする。(ただし、土場活用販売委託以外の販売委託材は除く。以下同じ。)

- (10) 針葉樹における材長3.65m及び広葉樹における材長2.6m(ただし、シナノキ2.0m、イタヤ2.1m)並びに低質材の材長については、原則、表示を省略するものとする。
- (11) スギ及びヒバの素材における小の素材(径級13cm下)・短尺材(長級2.8m未満)は、原則、表示を省略するものとする。
- (12) 桧検知については、桧別に樹種、長級、径級、品等別本数を集計し、材積を確定するものとする。  
 なお、品等の格付は「素材の日本農林規格」に基づいて行うが、次の各項に該当するものはこの限りでない。
  - ① 材長が1.8m未満の素材
  - ② 径級が28cm下の素材
- (13) 層積検知の対象は、原料材及び低質材で、地上に巻立又は車上に積載されたものとする。
- (14) 層積検知の方法は次によるものとする。
  - ① 実材積は層積に実積換算率を乗じて算出する。
  - ② 層積の算出は、桧(車上積載の場合も含む。以下同じ)片側面積×桧の巾(材長)とするが、桧の両側の面積が著しく異なると判断された場合には、上式の桧片側断面面積に替えて、両側の面積の合計を2で除した値を用いる。
  - ③ 実績及び層積はm<sup>3</sup>以下4位を四捨五入し、3位止めとする。
- (15) 実績換算率は必ず監督職員が示す数値を用いること。
- (16) 検知野帳の様式は、局仕様書様式3「検知野帳」、局仕様書様式4「層積検知野帳」を基準とする。
- (17) 検知の樹種区分、長級区分、径級区分、品等区分は次によるものとする。

① 一般材

銘柄樹種名		長級区分 (m)	径級区分 (cm)	品等区分	摘 要
針	スギ	1.8 ~ 2.6	9 ~ 13	1・2等材	1.8~2.6mは、全径級階の材質は込
		2.7 ~ 3.5	14 ~ 16	1~3等材	
		3.6 ~ 4.1	18 ~ 22	1~3等材	
		4.2 ~ 5.9	24 ~ 28	1~3等材	
		6.0 上	30 ~ 38	1~4等材	
		40 上			
	ヒバ	1.8 ~ 2.0	9 ~ 13	1・2等材	
		2.1 ~ 2.6	14 ~ 18	1~3等材	
		2.7 ~ 2.9	20 ~ 28	1~3等上・下材	
		3.0 ~ 4.1	30 ~ 38	1~4等材	
		4.2 ~ 5.1	40 上		
		5.2 ~ 6.5			
		6.6 上			
	カラマツ	1.8 ~ 2.6	9 ~ 13	1~2等材	
		2.7 ~ 4.0	14 ~ 18	1~3等材	
4.1 上		20 ~ 22	1~3等材		

葉			24 ~ 28	1 ~ 3 等材	
			30 上	1 ~ 4 等材	
	ト ド マ ツ	1.8 ~ 2.6	9 ~ 13	1 等材	
		2.7 ~ 4.0	14 ~ 18	1・2 等材	欄外注を除く
		4.1 上	20 ~ 22	1・2 等材	
			24 ~ 28	1・2 等材	
			30 ~ 38	1 ~ 3 等材	
			40 上		
	エ ゾ マ ツ (アカエゾマツ)	1.8 ~ 2.6	9 ~ 13	1 等材	
		2.7 ~ 4.0	14 ~ 18	1・2 等材	欄外注を除く
		4.1 上	20 ~ 22	1・2 等材	
			24 ~ 28	1・2 等材	
		30 ~ 38	1 ~ 3 等材		
		40 ~ 48			
	50 上				
樹	ドイツトウヒ	1.8 ~ 2.6	9 ~ 13	1 等材	
		2.7 ~ 4.0	14 ~ 18	1・2 等材	欄外注を除く
		4.1 上	20 ~ 22	1・2 等材	
			24 ~ 28	1・2 等材	
			30 上	1 ~ 3 等材	
イ チ イ	1.8 ~ 2.8	9 ~ 13	1・2 等材		
	3.0 上	14 ~ 28	1 ~ 3 等材	特殊用途適材以外のもの	
		30 上	1 ~ 4 等材	同上	
その他針葉樹	1.8 ~ 2.6	9 ~ 13	1 ~ 2 等材		
	2.7 ~ 4.0	14 ~ 18	1 ~ 3 等材	欄外注を除く	
	4.1 上	20 ~ 22	1 ~ 3 等材		
		24 ~ 28	1 ~ 3 等材		
		30 上	1 ~ 4 等材		
広	ブ ナ	1.8 ~ 1.9	9 ~ 22	1 ~ 4 等相当材	
		2.0 ~ 2.4	24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材	
		2.6 ~ 3.4	30 ~ 38	材	
		3.6 ~ 4.4	40 ~ 48		
		4.6 上	50 上		
	ナ ラ ウダイカンバ メジロカバ カツラ センノキ	1.8 ~ 2.2	14 ~ 18	1・2 等相当材	
		2.4 ~ 2.6	20 ~ 22	1 ~ 3 等相当材	
		2.8 上	24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材	
			30 ~ 38	材	
			40 ~ 48		
		50 ~ 58			
		60 上			
ダケカンバ ニレ ヤチダモ クマノリ	1.8 ~ 2.2	14 ~ 18	1・2 等相当材		
	2.4 ~ 2.6	20 ~ 22	1 ~ 3 等相当材		
	2.8 上	24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材	4 等一般材は、格下げによる 4 等材及び欠点が 3 等の限度を超えるもののうち、下表に該当するもの。	
		30 ~ 38	材		
		40 ~ 48			
	50 上				
葉	アサダ ホオ類 キハダ類	1.8 ~ 2.2	14 ~ 18	1・2 等相当材	
		2.4 ~ 2.6	20 ~ 22	1 ~ 3 等相当材	
		2.8 上	24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材	
			30 ~ 38		
			40 上		
イタヤカエデ	1.8 ~ 2.0	14 ~ 18	1・2 等相当材		
	2.1 ~ 2.4	20 ~ 22	1 ~ 3 等相当材		
	2.6 上	24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材		
		30 上	材		

節	極めて 3 等に近いもの
曲り	60%未満
木口割れ	60%未満
目まわり	60%未満
腐れ	材面 顕著でないもの 木口 70%未満

樹	シナノキ	1.8	14 ~ 18	1・2等相当材	
		2.0 ~ 2.8	20 ~ 22	1 ~ 3等相当材	
		3.0 上	24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材	
			30 上		
	シラカバ その他広葉樹	1.8 ~ 2.2	14 ~ 18	1・2等相当材	
		2.4 上	20 ~ 22	1 ~ 3等相当材	
			24 ~ 28	1 ~ 3 及び 4 等材	
			30 上		
	エンジュ	1.8 ~ 2.2	9 ~ 13	1 ~ 4 等相当材	特殊用途材以外のもの
14 ~ 22			1 ~ 4 等相当材	特殊用途材以外のもの	
3.0 上		24 上	1 ~ 4 等材	同上	

注：2等材のうち、以下のいずれかに該当するもの（旧2等（B）材）。

- (1) 腐れ（トドマツ、エゾマツの樹心部のみ）に存する腐れでも各端において20%以下のものを除く。）、虫食い又は空洞が木口に認められるが、30%以下存在するもの。
- (2) あての程度が軽微でないが顕著とは認められないもの。
- (3) むれの程度が軽微でないが顕著とは認められないもの。

※ 長級区分は、全径級区分に適用

### ② 統合材

銘柄樹種名	長級区分 (m)	径級区分 (cm)	摘 要
トドマツ	1.8 ~ 2.6	9 ~ 18	一般材及び低質材
	2.7 ~ 4.0	20 ~ 28	同上
	4.1 以上	30 上	同上
エゾマツ (アカエゾマツ)	1.8 ~ 2.6	9 ~ 18	同上
	2.7 ~ 4.0	20 ~ 28	同上
	4.1 以上	30 上	同上
ドイツトウヒ	1.8 ~ 2.6	9 ~ 18	同上
	2.7 ~ 4.0	20 ~ 28	同上
	4.1 以上	30 上	同上

※ 一般材と低質材を区分しない巻立を行なう場合に適用。

※ 長級区分は、全径級区分に適用。

### ③ 低質材

銘柄樹種名	長級区分 (m)	径級区分 (cm)	摘 要
針葉樹	1.8 上	9 ~ 13	2等材
		14 ~ 18	2等（B）・3等材
		20 ~ 28	3等材
		30 上	4等材
広葉樹	1.8 上	14 ~ 18	3等相当材・4等相当材
		20 ~ 22	4等相当材
		24 上	一般材の摘要欄に規定されている以外のもの

※ 低質材針葉樹は、トドマツ、エゾマツ（アカエゾマツ）、ドイツトウヒに適用。

※ 長級区分は、全径級区分に適用。

### ④ 原料材

銘柄樹種名	長級区分 (m)	径級区分 (cm)	摘 要
スギ	1.8 未満	込	全部
	1.8 上	込	8 cm 下全部及び利用不能体積50%以上を占めるもの
カラマツ 他針葉樹	1.8 未満	込	全部
	1.8 上	~ 8	全部

		9 ~ 13	利用不能体積50%以上を占めるもの
		14 ~ 18	
		20 ~ 28	
		30 上	
針葉樹	1.8 未満 1.8 上	込	全部
		~ 8	全部
		9 ~ 13	利用不能体積50%以上を占めるもの
		14 ~ 18	
		20 ~ 28	
	30 上		
広葉樹	1.8 未満 1.8 上	込	全部
		~ 13	全部（特殊用途材としての採材が可能なものを除く）
		14 ~ 18	利用不能体積50%以上を占めるもの
		20 ~ 22	
		24 上	

※ 原料材の「針葉樹」とは、トドマツ、エゾマツ(アカエゾマツ)、ドイツトウヒに適用。

※ 「利用不能体積 50 % 以上」とは、腐れその他の欠点により利用出来ない部分とその材積の 50 % 以上占めるものをいう。

※ 長級区分は、全径級区分に適用。

⑤ 特殊用途材  
ア バット材

銘柄樹種名	長級区分 (m)	径級区分 (cm)	適用等級	摘 要
アオダモ（バ ット材）	1.0 上	12 ~ 14	1 等相当材	芯を外して 8 cm 角の適材が採材できるもの
		16 ~ 22	1 等相当材	
		24 上	1・2 等材	

イ 床柱用材

銘柄樹種名	長級区分 (m)	径級区分 (cm)		備 考
イチイ（特殊）	3.0 ----- 3.2 上	14 ~ 18	込	床柱として利用が可能なもの
		20 ~ 28		
		30 上		
エンジュ（特 殊）	3.0 ----- 3.2 上	14 ~ 22	込	床柱として利用が可能なもの
		24 ~ 28		
		30 上		

※ 長級区分は、全径級区分に適用。

- (18) 層積検知の測定単位は、m 以下 2 位を四捨五入し 1 位止めとする。
- (19) 発注者は、検知野帳その他契約履行に関して必要な帳票等をあらかじめ請負者に支給するものとする。
- (20) 山元巻立桤検知及び最終巻立桤検知については、桤毎に野帳を作成するものとする。

また、概算売払材検知については、トラック一台毎等に野帳を整理作成するものとする。

## 9 除雪作業

- (1) 除雪作業に当たっては、車両の通行に支障のないよう適切な作業を行わなければならない。
- (2) 除雪区間内にある橋梁等の工作物には、損傷を与えることのないよう十分注意しなければならない。
- (3) 除雪幅は十分に確保し、かつ路床を外れることなく安全に通行できるよう作業を行わなければならない。
- (4) 退避場所、車廻しは十分除雪し支障のないようにしなければならない。
- (5) 除雪幅の拡幅作業にあたっては、道路の周辺にある工作物、立木等に損傷を与えないように注意しなければならない。
- (6) 融雪時における「しまり雪」の作業を行う時は、特に敷砂利を雪とともに排除することのないように行わなければならない。

## 10 実行記録写真の撮影

- (1) 製品生産事業請負標準仕様書の「実行記録写真の撮影要領」に定める撮影区分ごとの撮影箇所及び撮影頻度は次のとおりとする。

撮影区分	撮影箇所	撮影頻度
事業着手前	事業箇所	林班毎（隣接は同一とみなす）に1回
事業区域	区域表示	小班毎（隣接は同一とみなす）に1回
伐倒	伐倒箇所	林班毎かつ使用機械毎に1回
採材	土場	林班毎に1回
玉切り	土場	林班毎に1回
集材	集材装置	林班毎かつ使用機械毎に1回
土場	土場	土場毎に1回
巻立	巻立土場	林班毎に1回
トラック運材	トラック	土場毎に1回
完了	事業箇所	林班毎（隣接は同一とみなす）に1回

- (2) 製品生産事業請負標準仕様書の「実行記録写真の撮影要領」に定める撮影区分のその他は次のとおりとする。

撮影区分	撮影箇所	説明	撮影頻度
木寄	木寄箇所	木寄を実行している状況を撮影	林班毎に1回
既設道維持修繕	既設道	修繕前、修繕中、修繕後の状況を撮影	林班毎かつ作業種毎に1回
搬出路作設	森林作業道・雪道等	作設前、作設中、作設後の状況を撮影	林班毎に1回
除雪	除雪箇所	実行前、実行中、実行後の状況を撮影	路線毎に1回

- (3) 実行管理上必要と判断した場合は、撮影頻度等を増やすものとする。

#### 1.1 事業区域確認のための国有林地理情報システムの利用について

- (1) 請負者は、事業区域の確認及び森林作業道作設や土場作設箇所の選定に使用する場合に限って国有林地理情報システムデータの提供を求めることができるものとする。なお、使用にあたっては提供時に示される留意事項を厳守しなければならない。
- (2) 請負者が国有林地理情報システムに森林作業道の線形等データを出力したものを、監督職員と協議のうえ、保安林内作業行為協議の実行結果を記録した書類及び図面（5千分の1）とみなすことができ、監督職員からデータ提出を求められたときは電子データで提出することとする。

#### 1.2 汚濁等の防止について

- (1) 請負者は、入札公告時において水道施設、淡水魚等養殖施設、その他取水施設等があり講ずべき対策が示されている場合は、事業計画書に記載するものとする。
- (2) 請負者は、入札公告時において講ずべき対策が示されていない場合であっても、汚濁等の防止に努めなければならない。
- (3) 請負者は、事業実行中に汚濁等が発生し水道施設等に被害を及ぼした場合、又は被害が懸念される場合は、ただちに水道施設等事業者に連絡するとともに、監督職員に連絡しなければならない。
- (4) 請負者は、請負者の責により汚濁等が発生し第三者に損害を及ぼしたときは、契約約款第27条1項によりその損害を補償しなければならない。
- なお、第三者に損害を及ぼし第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者と請負者が協力してその処理解決に当たるものとする。

### 1 3 様式について

(1) 着手届	.....	様式 1
(2) 請負事業進行報告書	.....	様式 2
(3) 指示・承諾・確認等願書	.....	様式 3
(4) 事業(部分)完了届	.....	様式 4
(5) (部分)完了届内訳書(A)	.....	様式 5
(6) (部分)完了届内訳書(B)	.....	様式 6
(7) 検知野帳	.....	様式 7
(8) 層積検知野帳	.....	様式 8
(9) 事故報告書	.....	様式 9
(10) 国有林GISデータ借用書	.....	様式 10
(11) 支障木届	.....	様式 11

別紙

## 森林作業道作設仕様書

この仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、北海道森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。

なお、本仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

### 1 路網計画

#### (1) 路網の種類

本事業で新たに作設する路網は、継続的に用いられる森林作業道によることとする。  
なお、森林作業道に活用できる既設の路網がある場合は、これを活用して作設する。

#### (2) 路網配置

路網配置については、次の点に留意する。

- ①作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。
- ②地形・地質の安定している安全な個所を通過するようにする。
- ③地形に沿った屈曲線形とする。
- ④こまめな分散排水を考慮した波形勾配とする。

### 2 規格

#### (1) 幅員

幅員は3mとする。

ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。

#### (2) 縦断勾配

縦断勾配は、概ね $10^{\circ}$ （18%）以下とする。

なお、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね $14^{\circ}$ （25%）程度とする。

縦断勾配を緩やかな波状にすることなどによりこまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢等にして、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

#### (3) 横断勾配

横断勾配は、原則として水平とする。

転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

### 3 施工

#### (1) 作設工法

路体は堅固な土構造によることを基本とする。

切土量・盛土量の均衡に努め、捨て土を発生させないようにする。

はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用する。なお、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図る。

#### (2) 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りとする。ただし、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、6分（土砂）、3分（岩石）とする。

#### (3) 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとに十分締固める。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。

#### (4) 簡易構造物

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、やむを得ない場合に設置する。その場合は、現地発生資材の活用に努める。

#### (5) 排水施設

小溪流の横断には、原則として洗い越しを施工する。その場合は、現地発生資材の活用に努める。

事業終了時において、路面の洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

#### (6) 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。



平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住 所

氏 名

請負事業進行報告書（ 月分）

事業名 \_\_\_\_\_

（単位：ha、㎡）

事業区分	作業種	工程群	請負予定 事業量(A)	当月末予定 累計量 (B)	当月末実行 累計量 (C)	進行率 %	
						C/A	C/B
	伐採搬出	山元土場搬出					
		山元土場巻立					
	検知業務	形量・品質検知					
		数量 検知	桤検知				
			層積検知				
	トラック輸送	積込、輸送					
	搬入土場 検知	数量 検知	桤検知				
			層積検知				
		伐採搬出	山元土場搬出				
山元土場巻立							
検知業務		形量・品質検知					
		数量 検知	桤検知				
			層積検知				
トラック輸送		積込、輸送					
搬入土場 検知		数量 検知	桤検知				
			層積検知				

平成 年 月 日
監督職員 <span style="float: right;">㊟</span>

様式 2

報告書  
指示、承諾、協議、確認、検査、立会  
願書

平成 年 月 日

監督職員

殿

請負者  
現場代理人

事業名		項目	
内 容		監督職員記載事項	

様式3

## 事業（部分）完了届

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住 所

氏 名

製品生産事業請負の実行について

平成 年 月 日付けで契約の製品生産事業請負について、平成  
年 月 日 別紙のとおり（部分）完了したのでお届けします。

平成 年 月 日

監督職員

印

記 事

様式 4

## (部分) 完了届内訳書 (A)

(単位 : ha)

林 小 班	事業区分 又は 作 業 種	面 積	作業実行期間	備 考
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	
			自 月 日 至 月 日	

注 : 1. 契約書の事業内訳書に従い、別葉に作成すること。

2. 伐採搬出及び検知業務等に係る数量については、(B)表に記載すること。

様式 5

## (部分) 完了届内訳書 (B)

(単位：数量<sup>m<sup>3</sup></sup>、延長m)

事業区分	作業種	工程群	見込数量	備考	
	伐採搬出	山元土場搬出			
		山元土場巻立			
	検知業務	形量・品質検知			
		数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	トラック輸送	積込、輸送・巻立			
	搬入土場検知	数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	伐採搬出	山元土場搬出			
		山元土場巻立			
	検知業務	形量・品質検知			
		数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	トラック輸送	積込、輸送・巻立			
	搬入土場検知	数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	伐採搬出	山元土場搬出			
		山元土場巻立			
	検知業務	形量・品質検知			
		数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	トラック輸送	積込、輸送・巻立			
	搬入土場検知	数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	伐採搬出	山元土場搬出			
		山元土場巻立			
	検知業務	形量・品質検知			
		数量	桮検知		
		検知	層積検知		
	トラック輸送	積込、輸送・巻立			
	搬入土場検知	数量	桮検知		
		検知	層積検知		

注：事業区分が複数の場合は、数に応じて適宜行数を追加して作成する

様式 6

検 知 野 帳

No. \_\_\_\_\_

局署コード :   
 生産年度 : 年 月 日  
 完了年月日 :   
 入札番号 :   
 整理番号 :   
 物件所在地 : 号土場

森林事務所 :   
 国有林名 :   
 林 班 :   
 生産地点 :  1 山床 2 山元 3 最終  
 直・請別 :  1 直よう、 2 請負  
 人・天別 :  1 人工林 2 天然林 3 その他

主 間 伐 :  1 主伐 2 指定間伐 3 その他の間伐  
 乾 燥 槿 :  0 無 1 有  
 枝 打 槿 :  0 無 1 有  
 樹 種 等 :   
 林 齢 :  から  まで

槿 番 号  号土場  
 品 目   
 用 途   
 販売方法

樹種							樹種							樹種					
長級							長級							長級					
径級	1等	2等	3等				径級	1等	2等	3等				1等	2等	3等			径級
9							9												9
10							10												10
11							11												11
12							12												12
13							13												13
14							14												14
16							16												16
18							18												18
20							20												20
22							22												22
24							24												24
26							26												26
28							28												28
30							30												30
32							32												32
34							34												34
36							36												36
38							38												38
40							40												40
42							42												42
44							44												44
46							46												46
48							48												48
50							50												50
52							52												52
54							54												54

様式 7

層 積 検 知 野 帳					
検知年月日		年 月 日		決議番号	
区 分	原材料・低質材	N・L		地上・車上	直・請
土場番号		号		桝番号	
測点	高さ m (a)	長 さ m		材 長 (l)	m
		上辺 (b)	下辺 (c)	平均高 (H)	m
				平均高＝	
層積 =			計算式		
$\left( \frac{b+c}{2} \right) \times H \times l$			$m^3$		
実績換算率 (実績換算率算出調書)					
実材積 (層積 × 実績換算率)				$m^3$	
(検知者)		(集計者)		(検算者)	

【略図】

# 事故報告書

平成 年 月 日

監督職員

殿

請負者  
現場代理人

事業名				事業場所			
発生日時	平成	年	月	日 ( 曜日)	時	分	天候
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したか を詳細に記載し、略図を添付する。						
被害状況	人的被害・物的被害を記載						
被災者	氏名		生年月日	年	月	日 ( 歳)	性別 男・女
	連絡先	(TEL : )				経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所
今後の対策							
所見・状況							

様式9

# 国有林GISデータ借用書

平成 年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

請者)  
会社名  
所在地  
氏名  
電話番号

印

下記のとおり、国有林GISデータを借用します。  
借用したデータは適切に管理するとともに、下記目的以外には使用しません。  
また、GISデータと現地とでは誤差が生じることを理解のうえ、参考として使用いたします。  
借用期間終了後は速やかにデータを消去し、返却に代えるものとします。

## 記

- 借用物品 国有林GISデータshapeファイル 北海道〇〇署管内分
- 使用目的 〇〇（契約名）に伴う〇〇〇のため  
(※使用目的を具体的に記載願います)
- 借用期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

### 【貸出担当者記載箇所】

貸出日	平成 年 月 日
役職・氏名	印

様式10

支 障 木 届

平成 年 月 日

〇〇森林事務所森林官 殿

住 所  
氏 名 印

事業名 をもって素材生産委託契約した件に係る伐採搬出に当り、下記のとおり支障木認定を願いたく、届けます。なお、緊急伐除木については、貴署から保管解除の連絡があるまで保管いたします。

記

箇所：	林班	小班
樹 種	数 量	理 由
ほか	約 本	

支 障 木 認 定

平成 年 月 日

支障木の数量及び本物件に対する比率

支障木の5%を超えた場合の所見

緊急伐除木認定の状況（概数、指示事項等）

備考

認定職員 農林水産 官 印

(注：支障木の収穫調査復命書に添付し、署に提出すること)

様式 1 1